

水道事業料金徴収・浄水場運転監視等業務委託 公募要領等に関する質問への回答

吉川市

番号	質問箇所	質問	回答
1	要求水準書 第1章業務概要 4 業務の履行 3頁 (5) 危機管理体制	「(自然災害等の被災) 別に協定を締結するものとする」とありますが、支障ない範囲で協定の概略をご教示願います。	地震や風水害その他の災害又は大規模事故が発生し、水道施設が被災した場合において、水道施設の速やかな給水能力の回復のため、相互に協力して応急対策を実施する目的で協定を結ぶことを想定しております。なお、内容としましては、協力要請手続きや応急対策活動の内容、費用負担等を想定しておりますが、双方協議の上、決定するものとします。
2	要求水準書 第1章業務概要 5 備品管理 6頁 (3)受託事業者が負担する備消耗品及び費用	騒音計・振動計は、配水ポンプ・ろ過ポンプなどの測定を目的としたものと解釈としてよろしいですか。	主たる計測対象設備は配水ポンプ及びろ過ポンプを対象とします。ただし、騒音計に関しては、自家発電設備運転時の騒音測定が必要であれば使用することも考えられます。
3	要求水準書 第4章 施設維持管理業務 4 委託対象業務 24頁 (2)保守点検業務	「電気・機械設備の軽微な修繕」軽微な範囲について、手工具等での作業可能で、数時間で終了する範囲と解釈としてよろしいですか。	軽微な修繕について、想定している作業範囲は、下記の通りとなります。1ヶ所当たり30分～1時間以内で終了する作業内容となります。 ①ポンプ軸受へのグリス注入 ②屋外制御盤又はポンプの外表面塗装タッチアップ ③制御盤内表示灯の電球交換 ④制御盤内フィルター交換 ⑤配水ポンプ・ろ過ポンプのパッキン押えのボルト増締め
4	要求水準書 第4章 施設維持管理業務 5 要求水準 26頁 (2)保守点検業務	「自家用電気工作物の電気設備保安点検時の立会い」について、弊社から立ち会い要員を、専属配置すると解釈としてよろしいですか。	「自家用電気工作物の電気設備保安点検時の立会い」は、保守点検業務を担う従事者のうち、立会者として1名以上配置して頂く予定です。なお、自家用電気工作物の電気設備保安点検は1年に2回実施しており、8:30～17:00点検立会いが必要となる見込みです。
5	要求水準書 第4章 施設維持管理業務 5 要求水準 27頁 (4)保安全管理業務	「機械警備及び消防用設備による監視及び点検」について、消防用設備とは主に火災報知器を指し、これらも点検対象に含むという解釈でよろしいでしょうか。	「機械警備及び消防用設備による監視及び点検」について、消防用設備とは主に火災報知器を指し、これらも点検対象とします。各警報盤の表示状態の確認が主な点検内容になります。
6	要求水準書 第4章 施設維持管理業務 5 要求水準 27頁 (4)保安全管理業務	「入退場者の記録管理」について、管理表の様式に指定があればご教示願います。	入退場者の記録管理については、様式の定めはありません。ただし、施設内への入退場者の代表者名と人数、所属や入退場の時刻、入場目的について記録し、市への報告を求めます。
7	要求水準書 第5章 水質管理業務 4 要求水準 31頁 (1) 定期水質検査 イ 緊急時の対応	再検査・臨時水質検査は、年何回程度行った実績があるかご教示願います。	直近の記録によれば、2014年9月5日に1度、(採水地点: 1号ろ過機浄水) 塩素酸の基準値が超過し、再検査を行った経緯があります。また、2015年以降は、定期水質検査における再検査・臨時水質検査を行った実績はございません。

8	要求水準書 第5章 水質管理業務 4 要求水準 33頁 (1) 定期水質検査 オ 検査報告	「市は、必要に応じて資料及び作業写真などの提出を求め」とありますが、ドレンや採水の状況は作業写真を撮影しておくという形で良いかご教示願います。	「市は、必要に応じて資料及び作業写真などの提出を求め」に示す「必要に応じて」とは、具体的に「採水地点又は周辺環境について何らかの変化がある場合、あるいは採水が困難な状態にある場合」と解釈して頂き、採水毎に写真撮影を求めるものではありません。
9	公募要領 第2章 受託事業者の 選定に関する事項 6 契約手続き 13頁 (4) 契約時提出書類	「受注者は、契約締結後業務履行開始までに次の書類を提出すること。」とあり、提出書類の中に、「各業務従事者の健康保険証の写し」とあります。 健康保険証の写しの提出を求めるとすることは、「各業務従事者」に該当するものは、受託事業者に直接雇用されているものでなければならぬのでしょうか。	各業務従事者は、要求水準書にて再委託を認めている業務を除き、直接雇用している必要があります。
10	要求水準書 第5章 水質管理業務 30頁 市が指定する場所におけるドレン排水等の残留塩素濃度測定	市内14箇所の残塩測定について、14箇所を1週間のうちで1回以上の頻度で巡回するという理解でよろしいでしょうか。	貴見の通りとなります。 ただし、各測定箇所の測定間隔は一定となるよう努めること。例えば「測定箇所①は、1週間に1度の測定頻度とし、毎週月曜日16:00～17:00の間に測定。測定箇所②は、2週間に1度の測定頻度とし、隔週火曜日15:00～16:00の間に測定。」などと測定間隔の固定による、水質変化の比較検討を行います。
11	要求水準書 第5章 水質管理業務 33頁 オ 検査報告	市は、必要に応じて資料及び作業写真などの提出を求めとありますが、前術にある甲の指定するデータ形式による電子媒体または書面により検査報告書を提出すること、とされているように指定の様式があると理解してよろしいでしょうか。	様式についての指定ではなく、データ形式（ExcelまたはPDF等）について指定をさせて頂くものです。要求水準書上に定める検査報告書様式は特にございません。
12	公募要領 第3章 提出書類 17頁 (3) 業務提案書様式	提案書は表紙を除き40ページ以内とされていますが、目次、各項目のインデックス、付属資料は40ページに含めない理解でよろしいでしょうか。	目次、各項目のインデックスは規定の40ページに含めないものとします。また、付属資料については、10ページを限度とし添付しても差し支えないものとします。
13	要求水準書 第5章 水質管理業務 33頁 定期水質試験 その他	臨時の水質検査については、別途発注するものとすると思いますが、受注者による発注でしょうか。	貴見の通りとなります。 ただし、別途発注分の費用負担については、その都度協議により定めるものとします。
14	要求水準書 第5章 水質管理業務 30, 33頁 臨時水質試験	市民からの請求に応じた宅内臨時水質検査について、一般的な項目として、残塩、外観（濁度、色度）、pH、水温と官能試験が想定されますが、臨時試験の内容について指定がありますか。	市民からの請求に応じた宅内臨時水質検査の検査項目は、初期対応として、残塩、外観（濁度、色度）、pH、水温と官能試験を行います。ここで水質異常が確認された場合には、2次対応として定期水質検査で実施する水質検査項目の一部または全部について臨時検査を求めるものとします。ただし、初期対応時に水質異常が確認出来た場合は速やかに担当職員へ報告し、2次対応の方法について指示を仰ぐこととします。

15	要求水準書 第5章 水質管理業務 31,46頁 要求水準 定期水質 検査 緊急対応、別 表3	緊急時の水質検査について、別表 3の報告期限は速報値の報告と し、後日分析機関発行の報告書を 添えて提出することよろしいで しょうか。	貴見の通りとなります。
16	要求水準書 第1章 業務概要 6頁 受託事業者が負担す る備消耗品及び費用 印刷費	印刷費の対象帳票のサンプルの貸 与と年間使用量についてご教示く ださい。	対象帳票のサンプルは貸与できますので、訪 問日時を事前連絡した上で、吉川市水道課へ お越しください。なお、令和元年度の年間使 用量は以下のとおりです。 【料金関連業務】 ①納入通知書 ・通常用 42,959枚 ・督促用 17,848枚 ②口座汎用通知書 14,333枚 (再振替通知、中止分口座振替領収書、中止 分口座振替案内) ③検針票 1,497ロール ④窓開封筒 9,050枚 ⑤預金口座振替依頼書 7,100部 【給水申込受付等業務】 ①検定満期報告書 5,038枚 【施設維持管理業務】 なし 【水質管理業務】 なし
17	要求水準書 第3章 給水申込受付 等業務 17頁 資格要件等	従事者数は3名以上と記載されて いるが、専従者数または混雑時の 最大受付数どちらかご教示くだ さい。	専従者が3名以上となります。
18	要求水準書 第3章 給水申込受付 等業務 21頁 水道メーター管理業 務	破損及び故障メーターの交換は何 口径まで対象かご教示ください。	φ25mmまでを対象といたします。
19	要求水準書 第3章 給水申込受付 等業務 21頁 水道メーター管理業 務	メーター交換時に給水管及びバル ブ等経年劣化等不可抗力による破損 も受託者の負担かご教示くだ さい。	交換前の状況写真等で市に確認し交換して いただきます。そこで経年劣化等の不可抗力 による破損の場合は市の負担といたします。
20	公募要領 第3章 提出書類 15頁 添付書類6 登録証明 書	営業に関し法律上必要とする登録 の証明書とは具体的に何の証明書 かご教示ください。	営業に関し法律上必要とする登録の証明書を 有する場合に官公署が発行する証明書等の写 しの提出を求めており、有しない場合には提 出の必要はありません。具体的には、施設維 持管理業務に要する電気設備、水質検査等 に関する登録証明書を想定しております。